平成２７年（フ）第３５３号
埼玉県川口市上青木２丁目52番９号
債務者　小野嘉奈子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６０号
埼玉県新座市野火止１丁目14番22号　なごやかレジデンス新座中央、旧住所埼玉県新座市野火止３丁目12番18号
債務者　岩下　　續
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７１号
埼玉県羽生市南５丁目９番地６　白石ハイツ103
債務者　松澤　純一
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第８号
千葉県香取市佐原イ1524番地７
債務者　長谷川理絵
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第９号
千葉県香取市佐原イ1524番地７
債務者　長谷川徳雄
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第１３号
千葉県香取市本郷130－１　サンクレスト102号、住民票上の住所千葉県香取市小見川362番地
債務者　木内　誠一
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第１２１号
愛知県岡崎市橋目町字竹之内１番地　ハイツ竹之内Ａ－101
債務者　河村二三子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第６号
大阪府和泉市池田下町1073番地の12
債務者　加藤　直樹
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
大阪府和泉市富秋町２丁目９番27－102号、前住所大阪府堺市西区鳳中町９丁８番地１－105号
債務者　フジタ塗建ことペイントテックこと
藤田　　歩
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
大阪府泉大津市森町１丁目13番20号
債務者　上木　弘二
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
大阪府泉大津市森町１丁目13番20号
債務者　保月　洋子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
大阪府阪南市和泉鳥取890番地の６
債務者　牟田　愛美
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
大阪府和泉市池田下町1206番地の１三井荘
債務者　山本　智美
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
大阪府岸和田市作才町1238番地グランピア樋口206号
債務者　岡田　美香
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
大阪府泉南郡熊取町長池１番13―301号
債務者　橘　富美代
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
大阪府和泉市光明台１丁目34番80号
債務者　泉　　淳詞
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
大阪府岸和田市西之内町２番１－505号、前住所大阪府岸和田市藤井町３丁目５番20号
債務者　滝原　理絵
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
大阪府岸和田市吉井町１丁目18番３号
債務者　古門　　聡
1　決定年月日時　平成27年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係